

# 軽度生活援助事業のご案内

- ・長南町では、在宅の高齢者を対象に、軽易な日常生活の援助を長南町シルバー人材センターに依頼した際の費用の一部を助成いたします。



対象者	以下の要件を全て満たす方が対象となります。 ①長南町に住所を有し、かつ居住している75歳以上の1人暮らし 又は75歳以上の方のみの世帯に属する方 ②市町村民税非課税世帯に属する方
作業内容	①住家敷地内の草取り、草刈り ②住家敷地内の生垣、庭木等の手入れ
助成金額	利用券1枚当たり1,000円(年間12枚交付*) 1回当たり2枚まで利用可能です。 <small>*年度の途中における助成申請の場合は、申請月から年度末まで月1枚の割合による枚数となります。</small>
対象事業者	長南町シルバー人材センター(長南町農村環境改善センター内) (長南町報恩寺559番地) ☎36-5213

## ご利用までの流れ

①申請	軽度生活援助利用申請書を町福祉課に提出してください。 郵送・窓口どちらでも提出可能です。 (申請書は町HPまたは福祉課窓口にてお求めください)
②利用券発行	町で審査を行い、対象となった方に軽度生活援助利用券を送付いたします。
③援助依頼	利用券が届きましたら、利用券の期限(交付日から当該年度の末日)までに長南町シルバー人材センターへ援助依頼をしてください。 (依頼の際に利用券を使用する旨をお伝えください)
④支払い	利用料をお支払いの際、利用券とその差額分をお支払いください。

## 利用の継続について

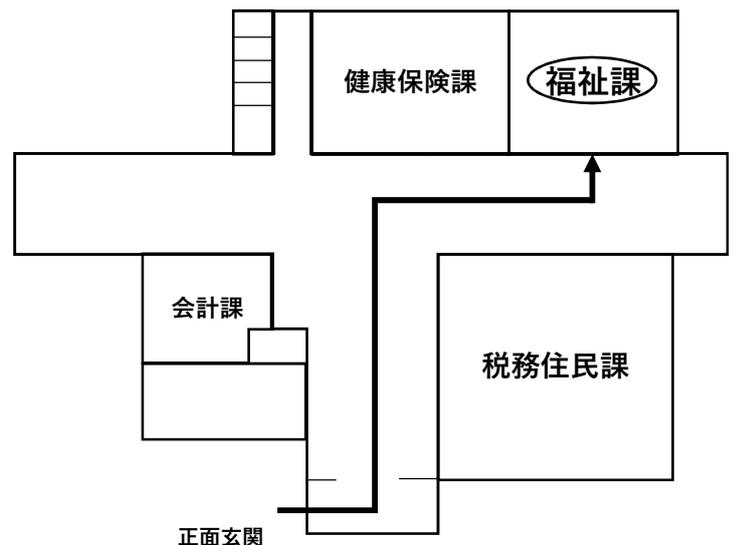
- ・利用券は年度ごとの発行になります。  
毎年3月頃に更新の通知をしますので、継続してご利用される場合は更新申請をお願いします。
- ・更新の申請がない場合、利用中止となります。

## 利用変更届・資格喪失届について

- ・申請の際に記載していただいた氏名や住所、電話番号等に変更が生じた場合、**軽度生活援助利用変更届**を提出していただく必要があります。
- ・世帯の変更等により対象者の要件から外れる場合、および何らかの理由により利用を中止したい場合は、援助利用決定取消の手続きとして**軽度生活援助利用資格喪失届**を提出していただく必要があります。
- ・利用変更届・資格喪失届は福祉課窓口にてお求めください。

- ・その他ご不明点等があれば、下記のお問い合わせ先にご連絡していただくか、直接福祉課窓口にお越しください。

[庁内図 1階]



### お問い合わせ先

〒297-0121  
千葉県長生郡長南町長南2 1 1 0番地  
長南町役場 1階

担当：福祉課 介護保険係  
TEL:0475-46-2116(福祉課直通)

